

令和6年11月9日からの大雨について（第4報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 11/9 02:40 厚生労働省災害情報連絡室設置

2 医療関係

- (1) 医療関係全般（11月11日 07時00分時点）
11月9日 鹿児島県 EMIS 警戒モードに切り替え。
- (2) 医療施設の被害状況（11月11日 07時00分時点）
現時点で被害報告無し。
- (3) 医薬品・医療機器製造販売業、卸売製造販売業関係
現時点で被害報告無し。

3 社会福祉施設等関係

九州地方の各県・指定都市・中核市に対し、大雨の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況等の把握と情報提供を依頼。

併せて、県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼。（11/9）

- (1) 高齢者関係施設の被害状況
現時点で被害報告無し。
- (2) 障害者関係施設の被害状況
現時点で被害報告無し。

4 保健・衛生関係

- (1) 人工透析患者の安否

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した。（11/9）

現時点で被害報告無し。

(2) 人工呼吸器使用者の安否

現時点で被害報告無し。

(3) 被災者の健康管理

鹿児島県、沖縄県に対し、連絡体制の確保を要請（11/9）。

現時点で保健所の被害報告無し。

(4) 公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を発出（11/9）。

※「【事務連絡】令和6年11月8日からの大雨に伴う災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和6年11月9日付け関係課連名事務連絡）

(5) 感染症対策

避難所における咳エチケットや手指衛生、換気の徹底といった感染予防対策を含め、災害に係る感染症予防対策について事務連絡とリーフレットを発出するとともに、国立感染症研究所の専門家を派遣可能であることを周知。（11/9）

※「令和6年11月8日からの大雨による災害に係る感染症予防対策等について」（令和6年11月9日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）

5 薬局、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼した。現時点で被害報告なし。（11/9）

(2) 輸血用血液製剤の供給

現時点で被害報告無し。

(3) 毒物劇物

現時点で被害報告無し。

6 介護保険関係

(1) 被災した要介護高齢者等への対応について

- 災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（11/9鹿児島県）
- 当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県・市町村にも連絡（11/9）。
- また、各都道府県・市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を发出（11/9）。

7 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（11/9）。
※「令和6年11月8日から大雨に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和6年11月8日付け保険局医療課事務連絡）を送付（11/8）。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨を改めて周知。
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和6年11月9日付け保険局保険課事務連絡）を送付（11/9）。

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和6年11月9日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（11/9）。
※平成25年5月に发出した事務連絡を再周知。

- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「令和6年11月8日から大雨に伴う災害にかかる後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和6年11月9日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（11/9）。
※平成25年5月に发出した事務連絡を再周知。

○被災者がマイナンバーカードを保険医療機関等に持参できない場合においても、オンライン資格確認システムで薬剤情報等が提供可能となる緊急時機能のアクティブ化を実施（11/9）。関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（11/9）。

※「令和6年11月8日からの大雨にかかるオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（令和6年11月9日付け保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課事務連絡）を送付（11/9）。

8 障害者支援関係

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所で災害による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。

（11/9 鹿児島県）

以上